

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
東京柔道整復専門学校		昭和29年1月21日		中谷 三保子		〒 179-0084 (住所) 練馬区水川台3-31-13 (電話) 03-5920-2211			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人杏文学園		昭和60年4月1日		高山 雅行		〒 179-0084 (住所) 練馬区水川台3-31-13 (電話) 03-5920-2211			
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	柔道整復専門課程		柔道整復科(午後部)		平成22(2010)年度	-	令和 5(2023)年度		
学科の目的	柔道整復師志望者の為の専門教育を施し、これに必要な知識及び技能を習得せしめることによって、優秀なる柔道整復師を要請することを目的とする。柔道整復理論・柔道整復実技・基礎医学が主となり3年度後の目標である国家資格取得を目指し、また、実技授業では教科書には載っていない現場で本当に役立つ知識や技術を身につける								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	柔道整復師専門課程で、3年以上柔道整復師になるために必要な知識及び技能を習得								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位数時間、単位いずれかに記入		2,940 単位数時間	1,965 単位数時間	75 単位数時間	180 単位数時間	単位数時間	720 単位数時間
				単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)				
180人	168人		0人		0%				
就職等の状況	■卒業生数(C)		43人						
	■就職希望者数(D)		33人						
	■就職者数(E)		33人						
	■地元就職者数(F)		24人						
	■就職率(E/D)		100%						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		73%						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		77%						
	■進学者数		1人						
	■その他								
	(令和 4年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)								
■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 接骨院・整形外科・鍼灸院									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 受審年月: 平成27年3月 評価結果を掲載したホームページURL: https://www.kyobun.ac.jp/gakkou/								
当該学科のホームページURL	https://www.kyobun.ac.jp/gakkou/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位数による算定)								
	総授業時数		2,940 単位数時間						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		0 単位数時間							
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位数時間							
うち必修授業時数		2,940 単位数時間							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		180 単位数時間							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位数時間							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位数時間							
(B: 単位数による算定)									
総授業時数		単位							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位							
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位							
うち必修授業時数		単位							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位							
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		6人						
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人						
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		2人						
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		3人						
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		2人						
	計		13人						
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		12人							